

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

1 本件請求人の主張の要旨は次のとおりです。

横浜市は、新市庁舎の整備場所を中区北仲通南地区とする「新市庁舎整備基本計画」を平成26年3月に策定し、市民意見募集や公共事業評価委員会による事前評価、市の事務所の位置に関する条例改正などを行っており、事業が具体化しつつある。

地方自治法 2 条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としており、地方財政法 4 条 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」としている。

基本計画を受けて平成26年12月に公表された「新市庁舎整備計画概要」によれば、建設費は667億円と試算されている。港町地区に同規模の新庁舎を建設する場合にも同程度の建設単価が必要となると仮定した場合、既存庁舎 21,000㎡を活用すれば、これに対応する建設費約100億円の支出は免れることになる。

また、URとの北仲通南地区敷地譲渡契約は、債務負担行為の設定や固定資産税を免除する等の権利放棄の議決がされておらず、無効である。この契約による拘束を理由として全く誤った比較検討を行い、新市庁舎を北仲通南地区において建設する事業を推進することは、横浜市にとって違法不当な財政支出にあたる。

よって、北仲通南地区に新市庁舎を建設することを目的とする設計業務委託契約等の各種契約の締結、公金の支出及び地方債の発行をしないよう求める。

2 本件請求に対する監査委員の判断は次のとおりです。

地方自治法第 2 条第14項及び地方財政法第 4 条第 1 項については、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公

共同体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決）。」（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）と判示されています。

新市庁舎整備に関しては、新市庁舎整備基本計画の策定や市民意見募集、議会での関連条例の議決など事業が具体化しつつあることが認められますが、請求人から提出された資料からは、上記判例に照らして、市長の判断が裁量権を逸脱又は濫用していると認められる事実を証する書類が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。